

消費生活センターでは、商品やサービスの契約・解約などに関する相談を受け付けています。

身に覚えのない請求メールが届いた



訪問販売で買った浄水器をクーリング・オフしたい

無料と思ってアクセスしたら料金を請求された



Q.1 誰でも相談できるの？

A 吹田市内にお住まいの方が対象です。

お困りのご本人からご相談ください。
事業者からの相談は受けられません。

Q.2 どういう人が相談を聞いてくれるの？

A 消費生活相談員が、公正・中立な立場で問題解決のお手伝いをします。

Q.3 どうやって相談したらいいの？

A 契約書などの関係書類を手元に用意したうえで、**まずは電話でご相談ください。**
必要があれば消費生活センターに来て頂くことがあります。

Q.4 料金はかかるの？

A 相談は無料です。
通話料金は必要です。

Q.5 消費生活センターがお休みの時はどうしたらいいの？

A 外部団体が土日相談をしています。
緊急の場合は利用ください。

土曜 (公社)日本消費生活アドバイザー・
コンサルタント・相談員協会(NACS)
06-4790-8110(午前10時~12時・午後1時~4時)
日曜 (公社)全国消費生活相談員協会
06-6203-7650(午前10時~12時・午後1時~4時)

相談先

吹田市立消費生活センター

06-6319-1000

月~金曜日 午前9時~午後5時(祝日・年末年始を除く)

〒564-0027 大阪府吹田市朝日町3番203号
(JR吹田駅前・さんくす3番館2階)